

(目的)

第1 工事の着手前に、現場条件、施工計画、工事工程等について、受注者と発注者が一堂に会し、情報共有を行い、円滑な工事を実施することを目的として開催する。

(対象工事)

第2 沖縄県 農林水産部が発注する全ての建設工事を対象とする。

(参加者)

第3 工事円滑化会議の構成員は、次を標準とする。

特に、工事においては、「土木工事共通仕様書」「現場技術業務共通仕様書」、「土木工事書類作成マニュアル(案)※」、「土木工事書類簡素化の手引き(案)※」等に基づき、発注者、受注者、現場技術業務の業務区分を明確にし、工事全体の業務の省力化に努めるものとする。

※に関しては、農林水産部では制定していないが、土木建築部資料を準用する。

	発注者	受注者	現場技術業務	設計コンサルタント※
対象 工事	主任監督員	主任(監理)技術者	管理技術者	管理技術者
	現場監督員	現場代理人	担当技術者	担当技術者
	その他班長等	—	—	その他説明者等

※必要に応じて、工事の設計を担当したコンサルタントも参加できるものとする。

(対象工事の特記仕様書等での明示)

第4 発注者は、特記仕様書等において、当該工事が工事円滑化会議の対象であることを明示する。

特記仕様書等への明示(記載例)

第〇条 工事円滑化会議について

本工事は、工事の着手前に、現場条件、施工計画、工事工程等について、受注者と発注者が一堂に会して、情報共有を行い、円滑な工事を実施することを目的として開催する「工事円滑化会議」の試行対象工事である。

なお、工事円滑化会議は、工事の円滑化が目的であり、設計変更等の協議を行う会議ではない。

その他事項については、沖縄県 農林水産部 工事円滑化会議 試行要領による。

(実施方法)

第5 工事円滑化会議の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 実施時期

実施時期は、工事の着工前等の適切な時期とする。ただし、会議開催が現場着手の条件ではないことに留意する。

なお、複数回の開催や現地確認を含めた現地開催などについては、受発注者間で協議した上で、実施することができる。

(2) 打合せ(確認)

打合せ(確認)は、別紙「工事円滑化会議チェックリスト」を活用して行うものとする。各事

項の説明は、リストにある主体者が行い、受発注者間で情報共有が図られたら、チェック欄にチェックマークをつける。

なお、リストの打合せ（確認）事項は、状況に応じて項目を加除することも可能とする。

（3）協議資料

受注者、発注者がそれぞれ協議に必要な資料を準備するものとし、原則として、安易に新しい資料を作成することなく、既存の資料を活用するものとする。

なお、協議資料の具体例としては、以下のとおりである。

工事：設計図面、設計数量、特記仕様書、現場説明における条件明示、計画工程表等

（4）協議記録

協議記録は、受注者でとりまとめ、別紙「工事円滑化チェックリスト」を添付し、協議簿を作成するものとする。

（5）「工事調整会議」（三者会議等）対象工事の場合の対応

工事調整会議（三者会議等）対象工事の場合は、なるべく工事円滑化会議に工事調整会議を内包して開催することで、業務の省力化に努めるものとする。

なお、その場合の工事調整会議に係る部分は、「工事調整会議」実施要領に基づき対応する。

（6）現場技術業務がある場合の対応

工事円滑化会議に現場技術業務が参加する場合は、なるべく工事円滑化会議に現場技術業務の定例打合せ等（管理技術者会議等）を内包して開催することで、業務の省力化に努めるものとする。

なお、その場合の現場技術業務に係る部分については、各々の業務の共通仕様書及び設計図書に基づき対応する。

（7）関連工事がある場合の対応

当該工事の関連工事が別があり、関連工事間との調整ができる場合、工事円滑化会議を合同開催することで、業務の省力化に努めるものとする。

（アンケート調査）

第6 受発注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は、協力するものとする。

（工事円滑化会議に係る費用）

第7 工事円滑化会議に係る費用（人件費等）は、受注者、発注者、その他参加者が各々負担するものとする。

（その他）

第8 本試行要領に定めのない事項については、受発注者協議により定める。

附則

1. 本試行要領は令和7年1月6日以降に執行伺いをする工事から適用する。
2. 令和7年1月5日以前に執行伺いした工事についても、必要に応じて本要領を実施することができるものとする。